



中小企業の事業承継

(3)新しい事業承継税制とは

中小企業活力向上オンラインセミナー
戦略・経営者分野

中小企業活力向上プロジェクト実行委員会事務局



事業承継税制とは





2本立てになった事業承継税制

事業承継税制

一般措置
(平成21年度～)

一部改正

特例措置
(平成30年度～)

創設



一般措置と特例措置の主な相違点

①対象株式数・猶予割合の拡大

②対象者の拡大

③雇用要件の弾力化（実質撤廃）

④新たな減免制度の創設



①対象株式数・猶予割合の拡大

一般

対象株式：2/3まで

猶予割合：80%

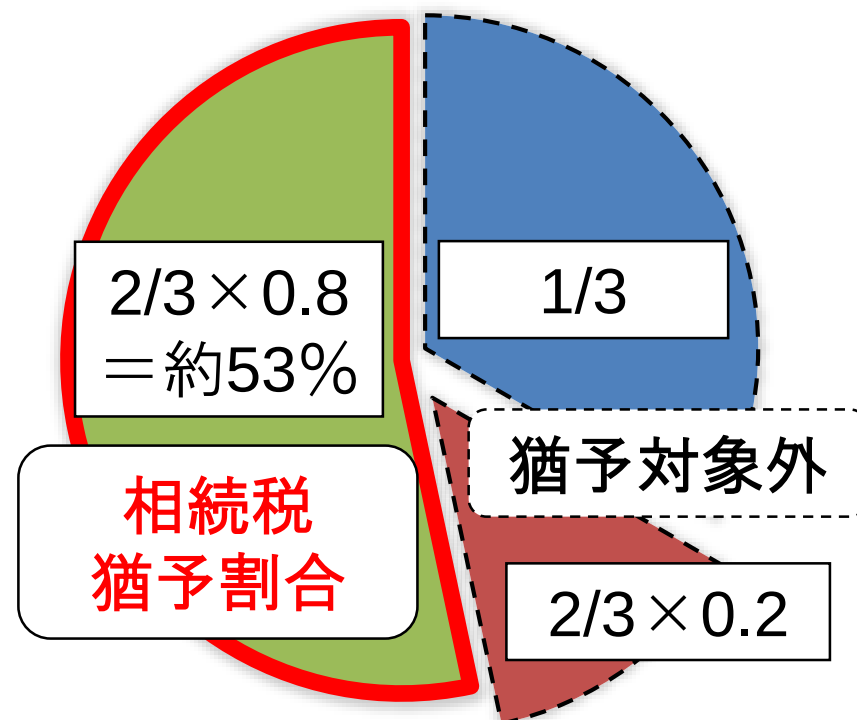


特例

対象株式：全株

猶予割合：100%

一般措置



Point

特例措置により実質税負担ゼロで事業承継が可能



②対象者の拡大

一般

1人の先代経営者から1人の後継者への贈与等のみが対象



特例

親族外を含む**複数株主**から**最大3人の後継者までの承継**が対象

※**代表権**を有しているものに限る。

※複数人で承継する場合、議決権割合の10%以上を有し、かつ、議決権保有割合上位3位までの同族関係者に限る。

(出典) 中小企業庁資料を一部加工



③雇用要件の弾力化(実質撤廃)

一般

申告期限後5年間の雇用平均が8割未達の場合、
猶予された税額を**全額納付**



特例

5年間の雇用平均が8割未達でも猶予は継続
※5年平均8割を満たせなかった理由報告が必要。経営悪化が原因である場合等には、認定支援機関による指導助言が必要

(出典) 中小企業庁資料を一部加工



④新たな減免制度の創設

一般

事業承継時の株価を元に贈与税額・相続税額を算定し、猶予取消となった場合には、その贈与税額・相続税額を**納税**する必要あり



特例

経営環境の変化を示す一定要件を満たす場合に、事業承継時の価額と差額が生じているときは、株式の売却・廃業時の株価を基に**納税額を再計算**し、**減免可能**に

(出典) 中小企業庁資料を一部加工



特例措置の適用を受けるためには①

- 「特例承継計画」（右の様式）を2018年4月1日から2023年3月31日までの5年間に都道府県知事に提出する必要あり
- 2027年12月31日までの10年以内の贈与等が対象

様式第 21

施行規則第 17 条第 2 項の規定による確認申請書
(特例承継計画)

年 月 日

都道府県知事 殿

郵便番号
会社所在地
会社名
電話番号
代表者の氏名 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 17 条第 1 項第 1 号の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	
資本金額又は出資の総額	円
常時使用する従業員の数	人

2 特例代表者について

特例代表者の氏名	
代表権の有無	☐ 有 ☐ 無(退任日 年 月 日)

3 特例後継者について

特例後継者の氏名(1)	
特例後継者の氏名(2)	
特例後継者の氏名(3)	



特例措置の適用を受けるためには②

- 事業承継税制は要件が複雑かつ手続きが長期にわたる
- ☞ 専門家に相談しながら適用を受けるかどうか慎重に検討されることをおすすめします





専門家とともに事業承継に取り組む

ご利用は
無料です

企業診断
・ 経営相談

中小企業活力向上プロジェクト

東京都内の商工会・商工会議所の経営指導員
と中小企業診断士が貴社をお訪ねし、企業診
断を行ったうえで経営力向上のためのアドバ
イスをさせていただきます。



詳しくは
こちらから

